

下関市上下水道局 PR 広報動画等制作業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「下関市上下水道局 PR 広報動画等制作業務」の受託候補者をプロポーザル方式で選定するにあたり、必要な手続を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 下関市上下水道局 PR 広報動画等制作業務
- (2) 業務の目的 本業務は、市民に上下水道事業の現状や抱える課題への理解促進を図るとともに、歴史的価値や今後の展望等を示した上、上下水道に対する親しみや安心感・満足感の醸成を図ることを目的とする。
- (3) 業務内容 別紙 1 「下関市上下水道局 PR 広報動画等制作業務仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 8 月 8 日(金)まで

3 見積り限度額

総額(参考) 1, 271 千円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 日程

- (1) プロポーザル実施の公告日 令和 7 年 5 月 7 日(水)
- (2) 参加申込書の提出期限 令和 7 年 5 月 13 日(火) 午後 5 時まで
- (3) 参加資格審査結果通知 令和 7 年 5 月 15 日(木) までに通知
- (4) 質問の受付期間 令和 7 年 5 月 15 日(木) から
令和 7 年 5 月 16 日(金) 午後 5 時まで
- (5) 質問に対する回答 令和 7 年 5 月 20 日(火)
- (6) 提案書提出期限 令和 7 年 5 月 26 日(月) 午後 5 時まで
- (7) プレゼンテーション 令和 7 年 5 月 29 日(木)
- (8) 選考結果通知 令和 7 年 6 月 5 日(木) までに通知

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定する者に該当しないこと。
- (2) 次の申立てがなされていない者であること。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て
- (3) この公告の日から受託者の決定までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 参加申請時に下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で資格区分「役務の提供」、業種（大分類）「企画製作」に登録されていること。
- (5) 下関市暴力団員排除条例（平成23年条例第42号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者及びこれらと密接な関係を有する者が代表者若しくは役員となっていないこと。
- (6) 過去10年の間に、国又は地方公共団体その他公共団体における同種同規模以上の業務を受託した実績があること。

6 参加申込手続

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）

(2) 提出方法

電子メール（送信時には必ず到達確認の連絡を行うこと。）

（３）提出期限

令和 7 年 5 月 1 3 日（火）午後 5 時まで（必着）

（４）提出先

下関市上下水道局総務課

（５）参加資格審査の結果通知

ア 通知

参加資格審査結果は、参加申込のあった者に対し、参加資格審査通知書（様式 3）により令和 7 年 5 月 1 5 日（木）までに電子メールで通知する。

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、令和 7 年 5 月 1 6 日（金）正午までに電話で確認すること。

イ 通知方法

電子メール

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して 7 日以内に、書面（任意様式）にて下関市上下水道局総務課に説明を求めることが出来るものとする。

7 質問の受付及び回答

（１）質問

ア 提出様式

別紙「質問書（様式 4）」のとおり

イ 提出方法

電子メール（送信時には必ず到達確認の連絡を行うこと。）

ウ 受付期間

令和 7 年 5 月 1 5 日（木）から令和 7 年 5 月 1 6 日（金）午後 5 時まで（必着）

エ 提出先

下関市上下水道局総務課

(2) 回答

ア 回答方法

下関市公式ホームページに質問回答一覧を公開

イ 回答日

令和7年5月20日(火)

8 提案書作成方法等

(1) 提出書類

提案書(任意様式)

※提案は1者につき1案とする。

(2) 提出部数

正本1部 副本6部

(3) 提出期限

令和7年5月26日(月) 午後5時まで(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送の場合には、配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用することとし、郵便事故等については、下関市上下水道局(以下「局」という。)はその責めを負わないものとする。

(5) 提案書の作成方法

仕様書を踏まえ、視覚的に見やすいものとするほか、以下について記載すること。ただし、企画提案内容は実現を約束したものとはみなす。

ア 提案者概要

企画提案者の名称、所在地、代表者の氏名、社員数、提案担当者の所属、役職、氏名、連絡先を記載すること。また、副本は事業者名やロゴなど事業者が特定できる記載がないものとする。

イ 業務の実施方針について

提案事業への実施方針、実施計画、実施体制などを具体的に記載すること。なお、業務の一部を再委託する場合は、実施体

制に再委託の内容及び再委託を行う理由を記載すること。

ウ 提案内容について

別紙 2「下関市上下水道局 PR 広報動画等制作業務公募型プロポーザル評価基準」（以下「評価基準」という。）を参照し、上下水道事業 PR に即した提案内容を具体的に記載すること。また、適宜絵コンテなどを活用し、審査員にコンセプトやイメージが伝わるものを示すこと。

エ 提案金額

提案金額には、総合計（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を記載すること。なお、一式表現ではなく、具体的に内訳及び積算内容等を明示すること。

（6）提出先

下関市上下水道局総務課

（7）その他

ア 用紙の大きさは A 4 判とする。ただし、図表等については A 3 判で折り込みも可とする。なお、枚数の制限は設けない。

イ 提案内容は、簡素な文章を用い、専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう留意すること。

ウ 提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果、生じた責任は企画提案者が負う。

9 審査方法

（1）評価基準

評価基準のとおり

（2）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 日 程 令和 7 年 5 月 2 9 日（木）

※時間等の詳細については別途通知する。

イ 実施場所 下関市上下水道局 6 階 研修室

ウ 出席者 4名以内

エ 実施時間 25分以内（質疑応答10分含む。）

オ 貸出物品 机・椅子・スクリーン・プロジェクター・電源

※上記以外は、企画提案者の負担において用意すること。

カ その他

プレゼンテーションの順番は、局が提案書を受理した順番とする。プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しない。

（３）候補者の選定方法

ア 局が設置するプロポーザル審査委員会の各委員が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行う。

イ 失格者を除く、各委員の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う。

ウ イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、「提案内容」の項目における各委員の評価点の合計が高い者を候補者として選定する。提案内容の合計点数も同じ場合は委員の協議により選定する。

エ 参加申込者又は企画提案者が1者の場合でもプレゼンテーションは実施する。

オ 総合点が評価点数全体の60%未満の場合には候補者として選定しない。

10 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーション及びヒアリングに参加した全ての企画提案者に選定結果通知書（様式5）により電子メールにて通知する。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を下関市公式ホームページで公表する。

（１）所管課及び業務名

(2) 企画提案者数

(3) 候補者の名称及び総合点

なお、選定結果に関する問い合わせ、異議等には一切応じない。

1 1 契約締結に向けての協議

(1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該契約の仕様等について交渉を行った上、見積書の提出を求め、契約を締結する。

(2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ書面により局の承認を受けたとは本業務の一部を再委託できるものとする。

(3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に扱うものとする。

1 2 情報公開

局は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示できるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者に影響が出るおそれがある情報については契約締結後に開示するものとする。

1 3 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しない。

イ 提出後の訂正、差し替えは、局から指示があった場合を除き認めない。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。

エ 提出された書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を局に請求することはできない。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時(選定後に辞退する時も含む。)は、辞退届(任意様式)を提出すること。

(4) 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 本実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

カ 提案金額が、見積もり限度額を超過した場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、局が必要と認める場合には、局は事前に通告することにより、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

(6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

(7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 4 提出・問い合わせ先

下関市上下水道局総務課

〒750-8525 下関市春日町7番32号

電話 083-231-3121 ファクシミリ 083-231-3122

電子メール sdsomuka@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

1 5 施行期間

本要領は令和7年5月2日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。